

令和4年1月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年1月25日(火)午後1時30分～午後2時10分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 6番 西岡 豊委員
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 なし
5. 事務局 局長 西村 城人 次長 富士原 夏樹

6. 議案 第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議
について
その他の件 議案の追跡調査について

(開会時刻午後1時30分)

(島巻会長あいさつ)

議長 ただいまから1月定例総会を開会いたします。
はじめに事務局より諸般の報告をいたします。

事務局 はじめに、諸般の報告をいたします。出席委員は10名中9名で、
室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達し
ておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

推進委員さんの出席者数は、10名中7名のご出席で、黒岩委員、竹崎擴委員、竹崎芳行委員より欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

その他の件 議案の追跡調査について

の順となっております。

(12月総会以降の農業委員会の活動報告等)

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議長 7番 川崎委員、8番 阿野田委員をお願いします。

議長 これより議事に入ります。第1号議案番号1 農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明いたします。説明の間、休憩いたします。

事務局 第1号議案番号1 農地法第3条許可申請について説明いたします。申請地は羽根町字 甲 番、登記地目・現況地目ともに田、申請面積は238㎡となっております。農用地区域内です。本申請は、 さんから、 さんへの売買による所有権移転の申請です。以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より第1号議案番号1の申請内容について説明がございました。
担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

9 番 9番尾崎です。第1号議案 農地法第3条許可申請番号1について
尾 崎 証言します。申請内容は事務局富士原さんから説明があったとおりです。場所は国道55号線沿いに がありまして、その東の方に谷があります。その谷の淵に市道が通っていきまして、それを の方に上がっていきましてとだいたい1.7km程上がった所の、道の左側に池があります。その池のすぐ下の、道沿いの下側にある畑です。1月13日(木)午後1時半から事務局富士原さん、推進委員の黒岩さんと私の3人で現地を確認してきました。何等問題ないと思いますので、審議の方をよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんから番号1について、現地調査等の報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますので、お諮りいたします。
第1号議案番号1について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号1農地法第3条許可申請については、許可することに決定をいたします。

議 長 続きまして第1号議案番号2 農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明いたします。説明の間、休憩いたします。

事 務 局 第1号議案番号2 農地法第3条許可申請について説明いたします。
申請地は羽根町字 乙 番、登記地目は田、現況地目は畑で、農用地区域ではありません。申請面積は1024㎡となっております。

本申請は土地の所有者については、
さんで、

さんから

さんへの売買による所有権移転の申請となっております。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

今回の申請地について現況は所々にビワやミカンが植わって、養蜂の箱などがいくつもあります。現在営農は行われておりません。そのような状況でしたので、譲受人の 〇〇 さんにも 1/19 の山崎委員さん・吉川委員さんとの現地確認のときに来ていただいて、今後の営農について確認いたしました。お聞きしたところ、現在の申請地には、果樹（柿・みかん・ぶどう）を植えるとのことを確認いたしました。

農地以外の使用は 3 条許可申請ですので、できませんと念のため、お伝えしております。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号 2 の申請内容について説明がございました。
担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

10 番 10 番山崎です。農地法第 3 条許可申請番号 2 について証言いたします。申請内容については、先程事務局よりくわしく説明がございましたので、省かせていただきたいと思っております。私の方からは現地確認の報告をさせていただきます。1 月 19 日、午後 1 時半に吉川委員、事務局富士原さん、申請者の 〇〇 さんと私の 4 人で確認いたしました。本人から果樹等を植えるとの確認をいたしました。作目について、周辺に影響もないと思われます。ご審議をよろしく願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんから番号 2 について、現地調査等の報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますので、お諮りします。
第1号議案番号2について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号2農地法第3条許可申請については、許可することに決定いたします。

議 長 続きます。第2号議案農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について議題といたします。この件について、事務局より説明をいたします。

事 務 局 第2号議案農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について説明いたします。資料1をご覧ください。2年前から毎年、年1回農業委員会で決議することとなっております、法令順守の申し合わせ決議について、ご説明いたします。よろしく願いいたします。

(資料1の説明)

事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま事務局より説明のありました資料1の決議案が文書で示されております。一番大事なことは、公平に審議することで、委員の身内等の審議では担当委員には現在も

退出して議事に参与しておりません。これはずっと農業委員会は守っております。議事録を正確に作成して、2人の委員が署名してホームページにも公表し、保存をしているところでございます。それぞれ問題はない訳で、資料にあるような問題について、室戸市農業委員会では問題となるようなところはないのでございます。出席いただいている委員さんにおかれましても、守っていただいております。去年の12月の役員会で意見が出ましたが、この資料等の紛失が一番怖い訳であり、個人の情報が記載されているため、資料の取り扱いについては、管理をよろしくお願いしたいと思います。

議 長 この件につきまして、何かご意見・ご質問はありませんか。

(な し)

議 長 特に意見が無いようでございますので、お諮りをいたしたいと思えます。第2号議案、事務局より提出のあった法令順守の決議案について本日の総会で決議することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。この案を消して第2号議案が決議したことを農業委員会で公表することといたします。ありがとうございました。

議 長 続きまして、その他の件 議案の追跡調査について、議題といたします。この件について、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩いたします。

事務局

(議案の追跡調査について説明)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(なし)

議長

格別ないようですので、それでは、皆様のご協力をお願いします。

議長

それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局

(その他の事務連絡)

議長

他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を阿野田副会長にお願いいたします。

(阿野田副会長の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時10分)